

答申第140号

(諮問第162号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年1月31日付けで行った公文書一部公開決定処分について、非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分は公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和6年1月15日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

別紙に記載した工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算定するために使用された以下の書類を各一式

- ・資機材の単価見積の依頼書
- ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書
- ・依頼先から提出された見積書
- ・提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類）

但し、当該工事の入札参加者に対しての依頼書、提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料は除く。あわせて、いわゆる資機材価格の特別調査の依頼書と報告資料も除く

また、審査請求人は、本件公開請求の請求書別紙に、請求する文書の詳細な内容を記載した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件公開請求の対象の工事のうち「令和4年度 通学交安中第201号 交通安全工事」外6件の工事（以下「本件対象工事」という。）に係る予定価格を算定するための見積もり依頼等の次の公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例第7条第2号イ及び第5号に掲げる情報が記録されているとして、一部公開決定処分（以下「本件一部公開決定処分」という。）を行い、それ以外の工事の公文書については、見積りの該当がない又は入札参加者からの見積りであり、当該文書を作成及び取得していないため、公文書不存在として非公開決定を行い、それぞれ令和6年1月31日付けで審査請求人に通知した。

- (1) 資材単価の見積りについて（依頼）
- (2) 見積り先
- (3) 工事概要、見積り条件
- (4) 見積資材の一覧（見積一覧表、見積資材一覧等）
- (5) 図面（土木事務所管内図、平面図、各種構造図等）
- (6) 見積書
- (7) 資材見積りによる単価算出表（材料単価表、見積り単価算出表等）

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定処分について、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 6 年 3 月 21 日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件一部公開決定処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定された公文書の記載のうち、「当該法人その他の団体の印影」「代表者の印影」の部分については、条例第 7 条第 2 号イに規定する法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることには異議はない。
- (2) 特定された公文書の記載のうち、「担当者の氏名」（代表者の氏名は除く）「担当者の印影」「担当者のメールアドレス」の部分については、条例第 7 条第 1 号に規定する個人に関する情報にあたり、かつ、これは同項のただし書きイ、ロ、ハのいずれにも該当しないため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることには異議はない。
- (3) 特定された公文書の記載のうち、「県職員のメールアドレス」「内線番号」の部分については、条例第 7 条第 5 号柱書きの「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることには異議はない。
- (4) 「公文書の一部を公開しない理由」について
国の情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申に「一般に、ある法人に係る情報を公にすることにより、法第 5 条第 2 号イにおいて不開示事由とされている

当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるか否かを判断するに当たっては、法人には様々な種類・性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人の種類・性格や憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等に応じ、当該法人の権利保護の必要性並びに当該法人と行政等との関係を十分考慮して適切に判断する必要がある。そのため、上記「正当な利益」の有無の判断に際しては、判断要素の一つとして、当該行政文書を作成する根拠となった法律における当該情報の位置付けや取扱い等をも考慮して判断すべきものと解される。」と記載されている。

しかし、今回の公開しない部分とその理由には、どのような種類・性格の法人であるのか、憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等などが全く記載されていない。当該情報を公開することによって、具体的に法人等の利益をどのように害するのか等について明白かつ具体的な説明が必要であるが、それらが十分に記載されていない。

処分庁が通知を行う際には、大分県行政手続条例（平成7年9月29日大分県条例第30号）（以下、「手続条例」という。）第8条第1項及び第2項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。

かかる趣旨に照らせば、この公開しない部分とその理由が十分に記載されておらず、公開請求者において、公開しないとされた公文書の中の各記載箇所が条例第7条第2号アの非公開事由に該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

しかしながら、処分庁の処分はこれらが十分に明らかにされていない処分であるから、条例第7条の公文書の公開義務の規定及び手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しているとまでは言えないが、不十分な点があり、不当な処分である。

(5) 交付された公文書の写しについて

今回の通知書に基づき公開された公文書の写しを確認したところ、見積依頼書には見積条件として「なお、貴社から提出された見積りが採用された場合、公表の対象となります。」との記載はあるものがあった。一方、「提出された見積書は、公にしないとの条件で任意に提供されたものとして扱う。」「契約後、公開請求があった場合は、個人情報に関する以外を公開する。」などとの見積条件は記載されていなかった。

また、見積もり依頼先の法人名の部分は黒塗りで記載されていた。

さらに、提出された見積書では、法人名、住所、電話番号などが記載されていると思われる部分と担当者の印影と思われる部分が黒塗りで記載されていた。

加えて、提出された見積書を整理した資料では、法人名を黒塗りにした箇所が記載されていた。

このように、見積依頼書には見積条件として「なお、貴社から提出された見積

りが採用された場合、公表の対象となります。」としながら、この条件と一致せず非公開とされており、結果として不当な処分である。

- (6) 理由の提示の不備の瑕疵は、審査裁決において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されないことから（最高裁判所昭和47年12月5日第三小法廷判決）、本件処分においても今後処分庁が再度理由の提示をなされたところであっても、理由の提示の不備の瑕疵が治癒されることはない。よって、本件処分については、その余の点については判断するまでもなく、処分理由の提示に不備があり、取消しを免れない。

- (7) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

条例第12条には「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」が定められている。

他の発注者においては、第三者に見積書を依頼する際に、提出された見積書が情報公開請求の対象となった場合について、あらかじめ意向聴取を行っている事例がある。

加えて、情報公開請求があった際に、条例第12条第1項の規定に沿って意見を聴取する時間が必要となるため、その公開決定等の期限を延長した旨を通知した事例がある。

さらに、上記の意向聴取を経て第三者毎に公開しない部分が異なる処分がなされた公文書部分公開決定通知書の事例がある。

処分庁は、上記のような手続きを経ずに一律に条例第7条第2号イに該当するとした理由により各公文書中の法人その他団体の名称、郵便番号、住所、代表者役職、代表者氏名、電話番号、ファックス番号などを公開しないとされていると思われる。

従って、処分庁があらかじめ見積依頼書の見積もり条件等で情報公開請求時の取扱いを記載していない場合及び提出された見積書（見積辞退届等も含む）に情報公開請求時の意向が記載されていない場合については、処分庁は条例第12条に定められた手続きがなされないまま処分を行っていると思われることから不当な処分である。

本件処分により、審査請求人は、条例第5条の「公開請求権」を侵害されている。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

本件対象公文書は、当県が発注した当該工事に係る「工事設計書（当初）の予定価格を算出するために使用した資料等」であり、工事の予定価格を決定するために作成された単価見積の依頼書、施工歩掛の依頼書、依頼先から提出された見積書、提出された見積を整理した資料である。

2 本件対象公文書の非公開情報（条例第7条第2号イ）の該当性判断について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定し、同条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの」として、同号イにおいて、「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

法人情報を公にすることにより、別途開示されている見積書の総額の部分と合わせ競合他社等に知られることとなる。その結果、他社が当県から得た見積書を価格交渉の資料としたり、当県から得た見積書を参考に他社が自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があることから、提出者の競争上又は運営上の地位が損なわれると認められる情報であるため非公開とすることを決定したものである。

3 審査請求の理由に対する反論について

(1) 公文書を公開しない理由について

公文書を公開しない理由について、手続条例第8条第1項より、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対して、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容が明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。」とされている。

今回、公文書一部公開決定通知の中で、根拠条例と「見積した業者の情報は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と公文書を公開しない理由を具体的に明示しており、審査請求人のいう公開しない公文書の理由が十分に記載されておらず不当な処分であるとの指摘はあたらない。

(2) 見積条件に記載された公表対象について

見積依頼書に見積条件として「貴社から提出された見積りが採用された場合、公表の対象となります。」との記載については、採用された資材単価、施工歩掛について公表対象となることを明示しており、見積依頼書に記載される法人に係る情報については、条例第7条第2号イにおいて、非公開情報となることを前提とし取扱っているため、審査請求人のいう見積条件と法人に係る情報が黒塗りされていることが一致しておらず不当な処分であるとの指摘はあたらない。

(3) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

条例第12条は、「公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社（県が設立したものに限る。）及び公

開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる」と規定し、同条第2項により、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」とし、同項（1）において、「第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。」とされている。本件公開請求書に記載された法人に係る情報は、条例第7条第2号イにおいて、非公開情報として取扱っているため、条例第12条第1項に規定された、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与える必要はない。また、同条第2項（1）より、条例第7条第1号ロ又は同条第2号ただし書に該当しないため、審査請求人のいう条例第12条に定められた手続きがなされないまま処分を行っていると思われることから不当な処分であるとの指摘はあたらない。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

1 理由の提示の不備について

一般的に「非公開決定又は一部公開決定をした場合、その処分通知及び審査請求手続きにおける弁明書において、実施機関は、いかなる法規を適用して処分がなされたかに加え、いかなる事実関係について、いかなる審査基準を適用したかも、その記載から了知しうる程度に記載すべきである。よって、実施機関は、処分通知等において、非開示事項のいずれに該当するかどうかだけでなく、公文書の公開をすることができない箇所とそれぞれの理由をできる限り具体的かつ明確に記載しなければならない。」と考える。

処分庁が示された理由は「見積した業者の情報は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」とある。根拠条例とされている条例第7条第2号イの規定には「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とあり、規定をそのまま引用したに等しい内容にとどまっており、本件通知書の記載のみでは、本件公開部分に記載されている情報や当該部分を非公開とした具体的な理由が、明確に示されているとはいえない。

上記のような記載の方法は、公開請求者が公開実施公文書入手し、公文書名、公開された部分及び非公開部分の体裁等を検討することによって、ようやく非公開の理由を推測できる程度のものであって、理由提示を必要とする手続条例第8条1

項の趣旨に照らし、適切さを欠くものである。

2 非公開とした理由

弁明書3後段には「法人情報を公にすることにより、別途開示されている見積書の総額の部分と合わせ競合他社等に知られることとなる。その結果、他社が当県から得た見積書を価格交渉の資料としたり、当県から得た見積書を参考に他社が自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があることから、提出者の競争上又は運営上の地位が損なわれると認められる情報であるため非公開とすることを決定したものである。」と記載されている。

今回公開請求した対象工事は、令和5年9月13日までに全ての工事が開札されている。

一方、審査請求人は公文書公開請求は令和6年1月15日に行っている。

大分県のウェブサイトに掲載されている令和2年3月27日に改定された「大分県農林水産部及び土木建築部発注工事における余裕期間制度実施要領」によれば「大分県土木工事共通仕様書（以下、共通仕様書）1-1-4に規定する施工計画書については、工事の始期後、速やかに実施し提出するものとする。」と記載されている。

また、同様に大分県土木工事共通仕様書（令和4年10月）の第1編共通編1-1-4施工計画書1、一般事項には「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に主要資材について記載しなければならない。」と記載されている。

上記のことから、工事を落札した者は、工事公告後に速やかに資機材の調達価格の交渉を行い、調達先を決定し、落札後にその内容を施工計画書に記載し作成提出する必要がある。

また、工事を落札した者は、当該工事の入札を行うにあたり応札額の算定のために資機材の調達費用算出するために商社等に資機材の見積を依頼されている。応札時点では、主要な資機材の調達先を決定し、当該工事の実行予算はほぼ確定されていると考えられる。

加えて、発注機関から資機材の見積依頼があった者は、当該工事の公告がなされた時点若しくは見積依頼があった時点で、当該工事に応札することが予想される者に対して、資機材の調達先として選定してもらえるように営業活動を行っているものと想定される。当然のことながら工事の落札者決定後には、落札した者に対して営業活動はなされていると考える。

上記のことから、工事を落札した者は、開札から遅くとも約2か月以内には資機材の調達価格の交渉を終え、調達先は決定されているものと考えられる。

よって、今回は対象工事のうち最も落札決定が遅い日から約4か月後に公開請求を行っていることから、処分庁が弁明された非公開理由は極めて非現実的であると考える。

さらに、今回公開請求を行った工事のうち、処分決定時点で工事が完了している案件があれば、その工事について非公開理由は不相当であり、不当な処分であったものとする。

審査庁は、少なくとも今回公開請求を行った工事の最終工期を確認し、原処分時点の法令や事実に基づいて当該処分の妥当性を判断することを原則とするものの、時の経過等により明らかな事情の変更があり、非公開情報に該当する事由が消失した場合、その変化も含めて判断することが相当であるため、仮に上記の非公開理由が妥当であったとしても、処分庁は、本件審査請求に対する裁決が行われた後の公文書一部公開決定通知の際には、対象工事が既に完了している案件であった場合は、その時点においては本件公文書について改めて公開決定等を行うべきであるとする。

3 公文書に記載されている第三者の情報について

見積依頼先から提出された見積書（見積書辞退書を含む、以降同様）は、条例で言うところの法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する。

加えて、見積依頼先から提出された見積書は、不特定多数に配布されたもの（例えば価格表）でなければ法人等又は事業を営む個人（以下、「見積書の著作者」という）の未公表著作物に該当する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）（以下、「情報公開法」という。）に基づき著作物を開示する場合、未公表著作物であれば、著作者の公表権を害することとなり、また、複製物の交付により開示する場合、複製権等を害することとなる。

情報公開法の円滑な運用を図るためには、これらの権利との適切な調整を図る必要があり、整備法において、著作権法の改正により、次の調整措置が講じられている。

1. 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条 3 項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、情報公開法に基づく開示に同意したものとみなされること
2. 著作権法第 18 条 4 項 1 号の規定により、情報公開法に基づき、公益上の理由（情報公開法 5 条 1 号ロ、2 号但し書き、7 条）により開示する場合には、公表権を害することとはならないこと
3. 情報公開法に基づき、開示に必要な限度で見積書の複製等を行う場合には、財産権（複製権、公衆送信権・送信可能化権、上演権・演奏権、口述権、上映権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用に関する原作者の権利、出版権、著作隣接権等）を害することとはならないこと
4. 著作権法第 19 条 4 項に規定により、情報公開法に基づき、開示するに際し、既に見積書の著作者が表示しているところに従って著作者名を表示するとき

には、氏名表示権を顧慮しなくてよいこと

5. 情報公開条例に基づき見積者の著作物を開示する場合についても、情報公開法と同様な規定に従って開示する限り、情報公開法における取扱いと同様とすること

一般的に、「開示に同意しない旨の意思表示」は権利者（見積書の著作者）の側から積極的に行われなければならない、したがって、見積依頼者の側としては、著作物を含む文書が提供された場合に、そのいちいちについて意思を確認する行為義務はなく、通常は権利者（見積書の著作者）が開示に同意したものとして扱えば足りることとなる。

上記については、他県が公表されている情報公開条例の解釈運用等にも記載されている。

処分庁から交付された公文書の写しである見積書を確認したところ、開示に同意しない旨の意思表示は見当たらなかった。

よって、著作権法第 18 条 3 項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、公開に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、条例に基づく公開に同意したものとしてみなれされる。

条例第 12 条第 1 項の規定が任意的意見聴取の規定で、同条第 2 項は必要的意見聴取の規定である。

同条第 2 項の趣旨を踏まえ、同条第 1 項の規定が任意的意見聴取であるものの公開決定等をするに当たって処分庁は適格な判断を行うにあたり、見積書の著作者が公開に同意しているにも関わらず、処分庁が当該公文書を公開しないとする処分の意思があるため、見積書の著作者に対して、公開決定の時までに条例に基づく公開しない旨の意思表示があるのかを聞くことが必要と考えられる。

本件処分は著作権法第 18 条 3 項の規定の規定より見積書の著作者が公開に同意しているにも関わらず非公開としたことは違法であると考ええる。

また、あらかじめ見積依頼書の見積もり条件等で情報公開請求時の取扱いを記載せず、かつ、処分庁が条例第 12 条第 1 項に定められた手続きにより見積書の著作者の意思確認をしないまま公開しないとした処分がなされており、本件処分が違法な処分であったことにはかわりない。

第 6 審査会の判断

審査請求人は、本件対象公文書の記載のうち、「当該法人その他の団体の印影」及び「代表者の印影」の部分は、条例第 7 条第 2 号イに規定する法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し、「担当者の氏名」（代表者の氏名は除く）、「担当者の印影」及び「担当者のメールアドレス」の部分については、条例第 7 条第 1 号に規定する個人に関する情報に該当し、「県職員のメールアドレス」及び「内線番号」の部分については、条例第 7 条第 5 号柱書きの「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから、これらの情報について公開しないとされることに

は異議はない旨主張している。

よって、審査請求人は、本件対象公文書において非公開となった情報のうち、上記の情報以外の見積依頼先の法人名等の見積依頼先の法人を特定しうる情報を非公開とすることを争点としているものと見受けられる。

また、審査請求人は、見積依頼書に「なお、貴社から提出された見積りが採用された場合、公表の対象となります。」としながら非公開としているものがあり、見積書の著作者が公開に同意しているにも関わらず条例第 12 条に定められた手続きがなされないまま処分を行っていること、一部公開決定通知書の理由の提示が条例の規定をそのまま引用したに等しい内容にとどまっております、本件公開部分に記載されている情報や当該部分を非公開とした具体的な理由が明確に示されていないことについて主張している。

以下、見積依頼先の法人を特定しうる情報の非公開情報該当性について検討した上で、見積書の公表に関する同意及び本件一部公開決定処分に係る理由の提示について検討する。

1 本件対象文書の非公開情報該当性について

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が以下の工事の予定価格を決定するために行った資材単価の見積り依頼に関する文書及び見積依頼先の法人から提出された見積書である。

- ア 令和 4 年度 通学交安中第 201 号 交通安全工事
- イ 令和 4 年度 4 災国河第 24 号 外 1 件 河川災害復旧工事
- ウ 令和 4 年度 4 災国河第 25 号 河川災害復旧工事
- エ 令和 4 年度 道補橋修中第 1-5 号 橋梁補修工事
- オ 令和 4 年度 防安街改中第 1-2 号 街路改良工事
- カ 令和 4 年度 道改緊国第 203-5 号 道路改良工事
- キ 令和 4 年度 交防総河第 7 号 河川改修工事

(2) 条例第 7 条第 2 号について

条例第 7 条第 2 号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、同号イ又はロに掲げるものについては、同号ただし書に該当する場合を除き非公開情報となることを定め、同号イにおいて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。

(3) 各記載内容の条例第 7 条第 2 号イ該当性について

実施機関は、弁明書において、法人情報を公にすることにより、別途開示されている見積書の総額の部分と合わせ競合他社等に知られることとなり、その結果、他社が当県から得た見積書を価格交渉の資料としたり、当県から得た見積書を参考に他社が自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があることから、提出者の競争上又は運営上の地位が損なわれると認められる情報であるため非

公開とすることを決定したものであると主張している。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書の非公開部分には、資材単価の見積もりを依頼した法人の法人名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、会社印、取引先銀行名、会社の目的といった法人を特定しうる情報が記載されている。一般に、見積書に記載された資材単価は、法人の営業上のノウハウや独自の企業努力等により作成されたものであり、既に資材単価の見積りの情報は公開していることからすると、法人を特定しうる情報も合わせて公開すれば、当該法人がどの程度の価格で資材を調達できるかを明らかにすることとなる。そうなれば、法人にとっては今後の営業競争上の立場が不利になるおそれがあり、当該非公開部分は、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報といえる。よって、条例第7条第2号イに該当するため、非公開は妥当である。

なお、審査請求人は、工事を落札した者は、開札から遅くとも約2か月以内には資機材の調達価格の交渉を終え、調達先は決定されているはずであること、また、今回公開請求を行った工事のうち、処分決定時点で工事が完了している案件があれば、その工事について非公開理由は不相当であると主張しているが、上記で述べたとおり、実施機関は、法人名等の法人を特定しうる情報まで公開すると、法人にとって今後の営業競争上の立場を不利にさせるおそれが生じるため非公開としたと主張しており、当該主張に特段不合理な点は見受けられず、審査請求人の主張を採用することはできない。

(4) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書イからホまでに該当する場合を除き非公開情報として定めている。同号ただし書ニでは、当該個人が地方自治法第221条第3項の規定に基づき知事が調査権等を有する法人、具体的には資本金、基本金等を県が4分の1以上出資している法人の役員又は職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該役員又は職員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を公開対象として定めている。

(5) 各記載内容の条例第7条第1号該当性について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書のうち「令和4年度 防安街改中第1-2号 街路改良工事」及び「令和4年度 交防総河第7号 河川改修工事」における「資材単価の見積りについて(依頼)」の文書については、メール送信先として、公益財団法人大分県建設技術センター（以下「技術センター」という。）の担当者の氏名とメールアドレスが記載されているため、以下検討する。

当審査会が確認したところ、技術センターは、大分県知事の調査等の対象となる法人を定める条例(平成24年大分県条例第31号)第2条に定める法人であり、技術センターの職員の氏名は、見積書を提出する際の提出先担当者の一人として記載されていることから、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるといえる。

よって、条例第7条第1号ただし書ニの規定により、技術センターの職員の氏名は条例第7条第1号による非公開の例外に該当するため、公開が妥当である。

なお、技術センターの職員のメールアドレスは、県職員のメールアドレスと同様に、公にすることにより、業務目的以外のメールが送信されるおそれがあるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第2号イに該当し、非公開が妥当である。

2 見積書の公表に関する同意について

審査請求人は、本件対象公文書における見積依頼書には、提出された見積りが採用された場合は公表の対象となるとの記載があるものがあり、いずれの見積依頼書をみても、提出された見積書は公にしないと条件や契約後に公開請求があった場合は個人情報以外の情報は公開するなど条件は記載されていないことから、見積依頼先の法人名等の法人を特定しうる情報を非公開とするのは不当であると主張している。

これに対して実施機関は、見積依頼書では採用された資材単価、施工歩掛について公表対象となることを明示しており、見積依頼書に記載される法人に係る情報については、条例第7条第2号イにおいて、非公開情報となることを前提として取り扱っていると主張している。

上記で述べたとおり、実施機関は、見積書に記載された資材単価等の内容と合わせて法人名等の法人を特定しうる情報までも公開すると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人名等の法人を特定しうる情報は非公開を前提として見積り依頼を行ったものであり、実施機関と見積依頼先の法人との間で法人名等の法人が特定されうる情報までも公開する条件があったとまで見なすことはできない。

また、審査請求人は、見積依頼先から提出された見積書は法人等又は事業を営む個人の未公表著作物に該当するため、当該法人が公開に同意したものとしてみなされ、条例第12条第2項の必要的意見聴取の規定の趣旨を踏まえ、同条第1項の規定が任意的意見聴取であるものの、見積書の著作者が公開に同意しているにも関わらず、処分庁が当該公文書を公開しないと処分をする場合は、見積書の著作者に対して意見を聞く必要があると主張している。

条例第12条は、公開請求対象公文書に第三者に関する情報が記録されているときに、公開決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与し、全部公開又は一部公開決定を行う場合に第三者が公開の実施前に公開決定を争う機会を保障するための措置を定めた規定である。同条第1項は、公開決定を行うに当たってより的確な判断を行うために意見聴取するか否かを実施機関の判断に委ねた任意的意

見聴取の規定であり、同条第2項は、第三者の生命・生活等を保護するために公開が必要な場合又は公益上の理由により裁量的公開を行う場合に意見書を提出する機会を与えなければならないとする義務的意見聴取の規定である。

本件対象公文書の非公開情報は、条例第12条第2項の義務的意見聴取の要件に該当しておらず、また、同条第1項の任意的意見聴取はあくまで実施機関の判断に委ねられて実施するものであり、実施機関は、法人名等の法人を特定しうる情報は条例第7条第2号イに該当すると判断して非公開としていることからすると、意見聴取を実施していないからといって本件一部公開決定処分が違法なものになるとまではいえない。

3 本件一部公開決定処分に係る理由の提示について

審査請求人は、開示決定の理由には「見積した業者の情報は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」とあり、本件通知書の記載のみでは、本件公開部分に記載されている情報や当該部分を非公開とした具体的な理由が明確に示されているとはいえないと主張する。

条例第11条第1項及び第2項の規定において、一部公開決定又は非公開決定するときは、その通知書に理由を提示することを義務付けており、非公開情報の内容が明らかにならない限度において、どのような情報をどのような理由で非公開としたのかを了知しうるように記載する必要がある。

本件公開請求に係る公文書一部公開決定通知書の理由についてみると、「大分県情報公開条例第7条第2号イに該当するため（見積りした業者の情報は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため）」と記載されており、非公開情報が見積依頼先の法人に関する情報であること、本件対象公文書は実施機関が発注する工事のために見積依頼先の法人が資材単価等を見積もった資料であるという事情を踏まえると、非公開とした理由を了知しうる程度には示されていると認められるため、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年6月18日	諮 問
令和6年7月30日	事案審議（令和6年度第4回審査会）
令和6年8月28日	事案審議（令和6年度第5回審査会）
令和6年10月2日	事案審議（令和6年度第6回審査会）

令和6年10月30日	答申決定（令和6年度第7回審査会）
------------	-------------------

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏名	職業	備考
生野裕一	弁護士	会長
渡邊博子	大分大学経済学部教授	
大塚浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
松尾和行	元大分合同新聞社編集局長	
梶原百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	

別表

公文書の名称	公開すべき部分
令和4年度 防安街改中第1-2号 街路改良工事の「工事概要、見積り条件」	メール送信先（（公財）大分県建設技術センターの職員の氏名）
令和4年度 交防総河第7号 河川改修工事の「別紙（工事概要、見積り条件）」	メール送信先（（公財）大分県建設技術センターの職員の氏名）